

令和7・8年度
測量・建設コンサルタント等業務
入札参加資格者名簿

広島県

凡 例

- 1 はじめに広島県内に本店を有する測量・建設コンサルタント等業務入札参加者を、本店が所在する地域別（下表のとおり。）に五十音順に記載し、次に広島県以外の都道府県に本店を有する測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者を五十音順に記載した。

| 地 域 名 | 市 町 名 |
|-------------|----------------------------|
| 広 島 地 域 | 広島市、江田島市、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町 |
| 廿 日 市 地 域 | 大竹市、廿日市市 |
| 呉 地 域 | 呉市 |
| 安 芸 太 田 地 域 | 山県郡安芸太田町、北広島町 |
| 東 広 島 地 域 | 竹原市、東広島市、豊田郡大崎上島町 |
| 尾 三 地 域 | 三原市、尾道市、世羅郡世羅町 |
| 福 山 地 域 | 福山市、府中市、神石郡神石高原町 |
| 三 次 地 域 | 三次市、安芸高田市 |
| 庄 原 地 域 | 庄原市 |

(全23市町)

2 この名簿の様式及び各欄の表示は、それぞれ次のとおりとした。

(1) 登録番号

広島県独自で定めた測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者の登録番号を表す。

(2) 希望業務内容

希望業務の分野及び部門は次のとおりである。

| 分 野 | 部 門 |
|------------------------|--|
| 測 量 | 測量一般、地図の調整、航空測量 |
| 建築関係建設 コンサルタント | 建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、調査 |
| 土木関係建設 コンサルタント | 河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子 |
| 地 質 調 査 | 地質調査 |
| 補 償 関 係 建 設 コンサルタント | 土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償 |
| そ の 他 | 不動産鑑定、登記手続等、その他 |

業務部門名の前に○印がついている場合は、該当する登録を有していることを表す。

(3) 格付

測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（平成11年4月1日制定）第3条別表2により格付したものを見記載した。

格付基準

| 格付 | 測量業務 | 建築関係建設コンサルタント業務 | 地質調査業務 | 土木関係建設コンサルタント業務 | 補償関係建設コンサルタント業務 |
|----|--------|-----------------|--------|-----------------|-----------------|
| A | 230点以上 | 170点以上 | 160点以上 | 185点以上 | 210点以上 |
| B | 130点以上 | 100点以上 | 85点以上 | 110点以上 | 125点以上 |
| C | 130点未満 | 100点未満 | 85点未満 | 110点未満 | 125点未満 |

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)

(4) 総合数値

客観数値と主観数値を合計した数値を記載した。

(5) 客観数値

客観数値の算出方法は、別紙のとおり。

(6) 主観数値

主観数値の算出方法は、別紙のとおり。

(7) 優良建設コンサルタント表彰回数

令和3年度、令和4年度、令和5年度又は令和6年度に優良建設業者としての表彰を受けた回数を示す。

(8) 有資格者数

それぞれの資格者の欄には、次のような資格を有する者の人数を計上した。

一人が複数の資格を有するときは、それぞれの欄に重複して計上した。ただし、一・二級、士・士補の資格を有している場合は、上位の資格の欄に計上した。

なお、一級建築士の免許を受けている者が、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている場合は、一級建築士の資格の欄には計上していない。

- ① 構造設計一級建築士…… 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者うち構造設計一級建築士証の交付を受けている者
- ② 設備設計一級建築士…… 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者うち設備設計一級建築士証の交付を受けている者
- ③ 一・二級建築士………… 建築士法（昭和25年法律第202号）による一・二級建築士の免許を受けている者
- ④ 建築設備士…………… 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備資格者を定める告示による資格者の登録を受けている者
- ⑤ 一級土木施工管理技士… 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者
- ⑥ 測量士（補）…………… 測量法（昭和24年法律第188号）による測量士・測量士補の登録を受けている者
- ⑦ 環境計量士…………… 計量法（平成4年法律第51号）による計量士〔環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）〕の登録を受けている者

- ⑧ 不動産鑑定士（補）……不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士・不動産鑑定士補の登録を受けている者
- ⑨ 土地家屋調査士…………土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者
- ⑩ 司法書士……………司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者
- ⑪ 建築積算士……………社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験に合格し、登録を受けている者
- ⑫ 技術士（部門名）………技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験に合格し、同法による登録を受けている者（ただし、部門別に記載した。）
ただし、総合技術監理部門については、各部門の選択科目（選択科目の記載のない部門については全ての選択科目とするものに限る。）に含めている。
- ⑬ R C C M（部門名）………社団法人建設コンサルタント協会の行うR C C M資格試験に合格し、登録を受けている者（ただし、部門別に記載した。）
- ⑭ 公認会計士（補）………公認会計士法（昭和23年法律第103号）による公認会計士・会計士補の登録を受けている者
- ⑮ 税理士……………税理士法（昭和26年法律第237号）による税理士の登録を受けている者
- ⑯ 第一種電気主任…………電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者

- ⑯ 第一種伝送交換…………… 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による第一種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
- ⑰ 線路主任技術者…………… 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
- ⑱ 中小企業診断士…………… 中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令（昭和38年通商産業省令第123号）による診断士の登録を受けている者
- ⑲ 地質調査技士…………… 社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し登録を受けている者
- ⑳ 土地区画整理士…………… 土地区画整理士技術検定に合格し、登録を受けている者
- ㉑ 建設コンサルタント業務実務経験者
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令により専門学校を含む。）の土木工学又は同等の工学に関する科目（橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。）を習得し、建設コンサルタント等業務（建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又は監理することをいう。以下同じ。）に20年以上の実務経験を有する者
 - イ 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し建設コンサルタント等業務に22年以上の実務経験を有する者
 - ウ その他の者にあっては、建設コンサルタント等業務に25年以上の実務経験を有する者

㉓ 用地調査等実務経験者

ア 補償コンサルタント登録規定第2条に規定する登録部門（土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償、特殊補償、事業損失、補償関連）のいずれかに係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者

イ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者

ウ 社団法人日本補償コンサルタント協会が付与する補償業務管理士の資格を有する者で、財団法人公共用地補償機構の行う「補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修」を修了した者

㉔ 公共用地取得実務経験者

国、地方公共団体等にあって、公共用地の取得等に関する実務の経験を10年以上有する者

(9) 法令等の登録等の有無

○印は、該当の項目について法令等の登録を有していることを示す。

(10) 繼続学習C P D測量

広島県内の営業所に所属する技術者の、測量系C P D協議会の「測量C P D制度」における、入札参加申請時の前年度及び前々年度の学習単位数を記載した。

(11) 繼続学習C P D建築

広島県内の営業所に所属する技術者の、建築C P D運営会議の「建築C P D（継続職能/能力開発）情報提供制度」における、入札参加申請時の前年度及び前々年度の学習単位数を記載した。

(12) 継続学習 C P D 建設

広島県内の営業所に所属する技術者の、建設系 C P D 協議会加盟団体継続教育制度（C P D）における、入札参加申請時の前年度及び前々年度の学習単位数を記載した。

(13) I S O 9 0 0 1 取得

入札参加申請時において、広島県内の建設業法上の主たる営業所又は従たる営業所、事業所等が I S O 9 0 0 1 を取得の有無を示す。

(14) 消防団協力事業所の認定

○印は、県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を受けていることを示す。

(15) 障害者雇用の状況

○印は、県内に主たる営業所を有する者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下、「障害者」という。）を雇用する義務のある者で、障害者の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成していること、又は障害者を雇用する義務のない者で、障害者を1名以上直接的かつ恒常に雇用していることを示す。

(16) 広島県仕事と家庭の両立支援企業の登録

○印は、広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度における登録を受けていることを示す。

(17) 社会資本維持管理活動への貢献

○印は、広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体として認定を受けている者（マイロード・ラブリバー認定団体）であることを示す。

別紙

【客観数値の算出方法】

客観数値の算出は、次の算式によって計算した値とする。

$$\text{客観数値} = 3 \times A + B + C + D$$

(Aの算出方法) ※小数点以下端数切捨て

① 年間平均実績高が20億以上の場合

$$A = 30$$

② 年間平均実績高が10億以上20億未満の場合

$$A = 20 + (\text{年間平均実績高} - 10\text{億}) / 1\text{億}$$

③ 年間平均実績高が5億以上10億未満の場合

$$A = 15 + (\text{年間平均実績高} - 5\text{億}) / 1\text{億}$$

④ 年間平均実績高が1億以上5億未満の場合

$$A = 10 + (\text{年間平均実績高} - 1\text{億}) / 800\text{万}$$

⑤ 年間平均実績高が1億円未満の場合

$$A = \text{年間平均実績高} / 1000\text{万}$$

(Bの算出方法)

自己資本額／年間平均実績高 × 100 が

- ① 10 以上の場合

$$B = 30$$

- ② 5 以上 10 未満の場合

$$B = 20$$

- ③ 5 未満の場合

$$B = 10$$

(Cの算出方法) ※小数点以下端数切捨て

- ① 合計数値が 110 以上の場合

$$C = 150$$

- ② 合計数値が 65 以上 110 未満の場合

$$C = 100 + (\text{合計数値} - 65) \times 10 / 9$$

- ③ 合計数値が 40 以上 65 未満の場合

$$C = 75 + (\text{合計数値} - 40)$$

- ④ 合計数値が 15 以上 40 未満の場合

$$C = 50 + (\text{合計数値} - 15)$$

- ⑤ 合計数値が 15 未満の場合

$$C = \text{合計数値} \times 50 / 15$$

(合計数値の算出方法)

表1の有資格者の欄の左欄に掲げる者の数の数に5を、中欄に掲げる者の数に2を、右欄に掲げる者の数に1をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値。ただし、一人の技術者が同一分野における複数の資格を有している場合、地質調査業務を除くほかの業務分野については、それぞれの資格に対応する点数の合計（合計点が9点を超える場合は9点とする）を算定に使用する。また、地質調査業務分野については、最も上位の資格に対応する点数だけを算定に使用する。

(表1)

| 業務分野 | 有資格者 | | |
|-----------------|--|--|-------------------|
| | 5点 | 2点 | 1点 |
| 測量 | ・測量士 | ・測量士補（測量士を除く） | |
| 建築関係 コンサルタント | <ul style="list-style-type: none"> ・構造設計一級建築士 ・設備設計一級建築士 ・一級建築士（構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士を除く） ・建築設備士 | <ul style="list-style-type: none"> ・二級建築士（構造設計一級建築士、設備設計一級建築士及び一級建築士を除く） ・建築積算士 | |
| 土木関係 コンサルタント | <ul style="list-style-type: none"> ・技術士のうち第2次試験の技術部門を次の部門とするものに合格した者 <ul style="list-style-type: none"> ・機械部門（選択科目のその他を除く） ・電気電子部門 ・建設部門 ・農業部門 ・森林部門 ・水産部門 | <ul style="list-style-type: none"> ・一級土木施工管理技士 ・環境計量士 ・第一種電気主任技術者 ・第一種伝送交換主任技術者 ・線路主任技術者 ・R C CM ・構造設計一級建築士 ・設備設計一級建築士 ・一級建築士（構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士を | ・建設コンサルタント業務実務経験者 |

| | | | |
|-------------|---|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・情報工学部門 ・応用理学部門（選択科目を地質に限る） ・上下水道部門 ・総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目（記載のない部門についてはすべての選択科目）とするものに限る） | <p>除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築設備士 | |
| 地質調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術士のうち第2次試験の技術部門を次の部門とするものに合格した者 ・建設部門（選択科目を土質及び基礎に限る） ・応用理学部門（選択科目を地質に限る） ・総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る） | <ul style="list-style-type: none"> ・地質調査技師 ・技術士のうち第2次試験の技術部門を次の部門とするものに合格した者（左欄に掲げる部門を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・建設部門 ・農業部門 ・森林部門 ・水産部門 ・応用理学部門 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術士のうち第2次試験の技術部門を次の部門とするものに合格した者 ・機械部門 ・一級土木施工管理技士 ・構造設計一級建築士 ・設備設計一級建築士 ・一級建築士（構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士を除く） ・建築設備士 ・RCCM（地質又は土質及び基礎の合格者に限る） |
| 補償関係コンサルタント | <ul style="list-style-type: none"> ・測量士 ・構造設計一級建築士 ・設備設計一級建築士 ・一級建築士（構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士を除く） | <ul style="list-style-type: none"> ・司法書士 ・測量士補（測量士を除く） ・二級建築士（構造設計一級建築士、設備設計一級建築士及び一級建築士を除く） ・建築積算士 | <ul style="list-style-type: none"> ・会計士補（公認会計士を除く） ・用地調査等業務実務経験者 ・公共用地取得実務経験者 |

| | | | |
|-----|---------|----------------------------|-------------------|
| | ・建築設備士 | ・公認会計士 ・税理士 ・中小企業診断士 | |
| その他 | ・上記のすべて | ・上記のすべて(左欄該当者を除く) | ・上記のすべて(左欄該当者を除く) |

(Dの算出方法)

- ① 営業年数が35年以上の場合

$$D = 30$$

- ② 営業年数が25年以上35年未満の場合

$$D = 25$$

- ③ 営業年数が15年以上25年未満の場合

$$D = 20$$

- ④ 営業年数が5年以上15年未満の場合

$$D = 15$$

- ⑤ 営業年数が5年未満の場合

$$D = 10$$

【主観数値の算出方法】

主観数値の算出は、次の算式によって計算した値とする。

$$\text{主観数値} = \text{業務成績数値} + \text{指名除外等数値} + \text{その他数値}$$

(業務成績数値の算出方法)

$$\begin{aligned}\text{業務成績数値} &= (\text{全部の成績評定の平均点} - 60) \times 4 \times \text{全部の成績評定の件数}^{※1} / \text{上限値 A}^{※2} \\ &\quad + (\text{2千万円以上の業務成績の平均点} - 60) \times 2 \times \text{2千万円以上の業務成績評定の件数}^{※1} / \text{上限値 B}^{※2}\end{aligned}$$

※1 分母の上限値を超える件数の場合は、当該上限値とする

※2 Aについては土木関係建設コンサルタントの場合は4、それ以外は2とする。Bについては2とする

※3 計算過程における小数点第2位以下の端数は切り捨て、算出された業務成績数値は小数点以下を四捨五入する

(指名除外等数値)

$$\text{指名除外等月数} \times (-4) \quad \text{※「指名除外等月数」とは、指名除外月数と下請排除月数の合計値である}$$

(その他数値の配点)

| | |
|---|--------|
| ・令和3年度、令和4年度、令和5年度又は令和6年度に優良建設業者としての表彰を受けた者 | 5点 |
| ・建設系CPD学習単位数、測量CPD単位数又は建築CPD認定時間数について、業者ごとに合計した学習単位数又は認定時間数を表2に当てはめて配点 | 各2~10点 |
| ・ISO9001を取得している場合 | 5点 |
| ・県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を受けている場合 | 5点 |
| ・広島保護観察所から協力雇用主として登録を受けている場合又は公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合 | 5点 |

- ・障害者雇用の状況～県内に主たる営業所を有する者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下、「障害者」という。）を雇用する義務のある者で、障害者の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成している場合又は障害者を雇用する義務のない者で、障害者を1名以上直接的かつ恒常に雇用している場合 5点
- ・広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度において登録されている場合 5点
- ・広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体（マイロード・ラブリバー認定団体）として認定を受けている者である場合 5点

(表2)

| 分 野 | | 土木関係建設コンサルタント分野 地質調査分野 | 測量分野 | 建築関係建設コンサルタント |
|--------|----|---------------------------|-------------------|-------------------|
| 評価対象 | | 建設系CPD協議会加盟団体が証明するCPD | 測量系CPD協議会が証明するCPD | 建築CPD運営会議が証明するCPD |
| 配 点 | 10 | 500以上 | 200以上 | |
| | 8 | 300以上500未満 | 100以上200未満 | |
| | 6 | 200以上300未満 | 50以上100未満 | |
| | 4 | 100以上200未満 | 20以上50未満 | |
| | 2 | 1以上100未満 | 1以上20未満 | |